

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2016年6月27日
【会社名】	富士通株式会社
【英訳名】	FUJITSU LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 達也
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役 塚野 英博
【本店の所在の場所】	神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社の代表取締役社長 田中達也及び取締役 塚野英博は、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」並びに「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」に準拠し、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであり、統制実施者の判断の誤りや不注意、又は複数の担当者による共謀による不正を含む固有の限界により、財務報告の虚偽記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社グループは、当事業年度の末日である2016年3月31日を基準日として財務報告に係る内部統制の評価を実施しており、評価に際しては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から、必要な範囲を財務報告に係る内部統制の評価範囲とした上で、評価範囲内において財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす虚偽記載リスクとそれを合理的なレベルまで低減する統制上の要点を識別し、統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価しております。

評価範囲の決定に当たっては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮した上で、合理的に判断しており、全社的な内部統制及び決算・財務報告プロセス統制について、連結対象会社113社及び連結財務諸表における影響度の大きい持分法適用会社1社を評価対象としました。

業務プロセス統制については、上記の全社的な内部統制の評価結果を踏まえた上で、当年度の連結対象会社の連結消去前売上高合計に対して、概ね2/3を占める事業拠点(23事業拠点)を「重要な事業拠点」として評価対象としました。

重要な事業拠点においては、事業目的に大きく関わる勘定科目を売上高、売掛金及び棚卸資産とし、当勘定科目に至る業務プロセスを評価対象としましたが、金額的及び事業目的との関連性の観点で重要性の乏しい業務プロセスは評価対象外とし、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスについては、個別に財務報告への影響を勘案して、評価範囲に追加しております。

I Tに係る全般統制については、重要な事業拠点の評価対象業務プロセスにおいてI Tによる自動化統制が運用されているシステムを評価対象とし、当該システムをI T基盤ごとにグルーピングして評価を実施しました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の方針に基づき評価を実施した結果、2016年3月31日における、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項無し

5 【特記事項】

該当事項無し

以 上